

越谷市告示第 **139** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和8年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和8年3月 **26** 日

越谷市長 福 田 晃

別紙

工事の請負の契約（越谷市公契約条例第6条第1項第1号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,263	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	2,914	28	潜水士	5,749
3	軽作業員	2,025	29	潜水連絡員	4,309
4	造園工	2,982	30	潜水送気員	4,073
5	法面工	3,589	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,645	32	軌道工	6,784
7	石工	3,679	33	型わく工	3,702
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,510	35	左官	3,690
10	鉄筋工	3,735	36	配管工	3,252
11	鉄骨工	3,274	37	はつり工	3,510
12	塗装工	3,882	38	防水工	4,152
13	溶接工	4,028	39	板金工	4,017
14	運転手（特殊）	3,567	40	タイル工	3,117
15	運転手（一般）	3,083	41	サッシ工	3,724
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,928
17	潜かん世話役	4,973	43	内装工	3,915
18	さく岩工	4,680	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,388	45	建具工	3,317
20	トンネル作業員	3,623	46	ダクト工	3,398
21	トンネル世話役	4,860	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,253	48	建築ブロック工	3,364
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,162
24	橋りょう世話役	4,669	50	交通誘導警備員A	2,160
25	土木一般世話役	3,679	51	交通誘導警備員B	2,025
26	高級船員	4,467			